

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の 一部を改正する省令案について（概要）

### 1. 改正省令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）
- 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）
- 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号） 等

### 2. 改正の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行及び平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、以下の内容について所要の改正を行う。

#### （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 関係

- 重度障害者等包括支援の対象に、就労定着支援及び自立生活援助を加える。
- 自立訓練を、障害種別関係なく利用可能なものとする。
- 就労移行支援を、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに一定期間障害福祉サービスを利用していた者（ただし当該前日において就労移行支援を利用していた者に限る。）が利用可能なものとする。
- 継続サービス利用支援を行う標準期間を、次のとおり改める。
  - ① 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は日中サービス支援型共同生活援助（以下「居宅介護等」という。）を利用する者又は 65 歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者  
⇒ 6 か月ごとを 3 か月ごとに短縮する。
  - ② 療養介護、重度障害者等包括支援又は施設入所支援（以下「療養介護等」という。）を利用する者、療養介護等を除く障害福祉サービスを利用する者若しくは地域定着支援を利用する者（①に該当する者を除く。）又は地域移行支援を利用する者  
⇒ 1 年ごとを 6 か月ごとに短縮する。
- 指定就労定着支援及び指定自立生活援助の指定の申請等に必要な事項

を定める。

- 障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項等を次のとおり明確化する。
  - ① 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
  - ② 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
  - ③ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名
- 補装具について、借受けによることが適当である場合を、以下のように定める。
  - ① 身体の成長に伴い、補装具の短期間での交換が必要である場合
  - ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
  - ③ 補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である場合
- その他所要の改正を行う。

#### (2) 児童福祉法施行規則関係

- 指定居宅訪問型児童発達支援の指定の申請等に必要な事項を定める。
- 障害福祉サービス等と同様に、指定通所支援の事業等を廃止する場合の届出事項等を明確化する。
- その他所要の改正を行う。

#### (3) 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令関係

- 障害福祉サービス等に係る書面の保存について、電磁的記録による保存を可能とするため所要の改正を行う。

#### (4) 経過措置

- 就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助及び居宅訪問型児童発達支援に係る申請書の提出は、この省令の施行前においても行うことができるものとする。
- この省令の施行の際現に支給決定を受けている障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付決定を受けている障害者に係る継続サービス利用支援期間については、当該支給決定等の有効期間は、なお従前の例によるものとする。
- この省令の施行の日から平成31年3月31日までの間に支給決定等を受ける障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付決定を受ける

障害者のうち、居宅介護等（就労定着支援、自立生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を利用する者又は 65 歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者については、当該支給決定等の有効期間は、「3 月間」とあるのは、「6 月間」とする。

(5) その他

- 条ずれの手当等の所要の改正を行う。

### **3. 根拠法令**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項、第 13 項及び第 23 項、第 43 条第 4 項、第 44 条第 4 項、第 51 条の 23 第 3 項並びに第 51 条の 24 第 4 項、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 18 第 4 項、第 24 条の 12 第 5 項及び第 24 条の 31 第 3 項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 6 条第 1 項 等

### **4. 公布日等**

公布日：平成 30 年 3 月下旬（予定）

施行期日：平成 30 年 4 月 1 日（予定）